

地方職員共済組合
特定健康診査等実施計画

平成20年4月

～ 目次 ～

第 1	背景及び趣旨	1
第 2	当組合の現状等	1
第 3	達成目標	2
第 4	特定健康診査等の実施対象者数	2
第 5	特定健康診査等の実施方法	3
1	特定健康診査の実施機関、実施項目及び実施時期	3
2	特定保健指導の実施機関、実施方法及び実施時期	5
3	外部委託の契約形態、外部委託先の選定に当たっての 考え方	5
4	代行機関の利用	6
5	周知や案内（受診券や利用券の送付等）の方法	6
6	道府県等が実施する定期健康診断等の健診 データを受領する方法	6
7	特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法	7
8	実施に関する毎事業年度の年間スケジュール	7
第 6	個人情報の保護	8
1	個人情報の保護	8
2	特定健康診査等データの保管年限	8
第 7	特定健康診査等実施計画の公表及び周知	8
第 8	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	8

第1 背景及び趣旨

医療保険の保険者は、健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）により、平成20年度から、40歳以上74歳以下の加入者を対象とする内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定により、5年ごとに、5年間を一期として、地方職員共済組合（以下「当組合」という。）における特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

第2 当組合の現状等

当組合は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づき設立された共済組合であり、主たる事務所（本部）は東京都千代田区平河町に、従たる事務所（支部）（以下「支部」という。）は道府県庁の所在地に置いている。

当組合の道府県職員等である組合員数は326,503人、その被扶養者の数は422,436人となっている（平成19年度末見込み）。組合員数、被扶養者数ともにここ10年来減少してきているが、このうち、特定健康診査等の対象者である40歳から74歳までの者が占める割合は、組合員が約62%、被扶養者が約23%、全体では約40%となっており（平成19年9月末現在）。その割合は増加傾向にある。

当組合においては、組合員及び被扶養者の健康の保持・増進等に資するため、従来から人間ドック、生活習慣病等健康診査、健康教育等の健康管理事業を保健事業として実施してきたところであるが、平成20年度からは特定健康診査等事業を積極的に行うことにより、より一層生活習慣病予防対策に努め、医療費の適正化を図る必要がある。

第3 達成目標

平成24年度の実施率（目標値）は、特定健康診査にあつては85%、特定保健指導にあつては50%とする。また、平成24年度のメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率は、平成20年度と比較して10%とする。

これらの目標を達成するための平成20年度から平成23年度までの実施率（目標値）は、次のとおりとする。

（単位：人、%）

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診査	対象者数	305,276	303,955	303,379	303,016	302,991
	実施者数	213,694	227,967	238,048	248,474	258,060
	実施率 （目標値）	70	75	78	82	85
特定保健指導	対象者数	58,766	61,551	63,083	64,355	64,257
	実施者数	11,754	18,466	25,234	28,960	32,129
	実施率 （目標値）	20	30	40	45	50
メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率						平成20年度 と比較して10

第4 特定健康診査等の実施対象者数

当組合として実施する対象者数は、次のとおりとする。

なお、この対象者数は、第3の表に掲げる対象者数のうち、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令に基づき職員に対して道府県等が実施する定期健康診断又は道府県等若しくは支部が実施する人間ドック等（特定健康診査の実施項目を満たすものに限る。）を受診する者を除外した人数である。

（単位：人）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診査	94,326	93,461	92,951	92,342	91,906
特定保健指導	58,766	61,551	63,083	64,355	64,257

第5 特定健康診査等の実施方法

当組合における保健事業は、従来から支部が主体として実施しているものであり、特定健康診査等事業についても支部を主体として実施することとなる。

したがって、ここに掲げる特定健康診査等の実施方法については、当組合における基本的な事項として定めるものであり、地域の実情に応じた細部に係る部分は、支部の計画において適宜定めるものである。

1 特定健康診査の実施機関、実施項目及び実施時期

(1) 実施機関

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）

労働安全衛生法その他関係法令に基づき職員に対して道府県等が実施する定期健康診断又は道府県等若しくは支部が実施する人間ドック（特定健康診査の実施項目を満たすものに限る。）の実施機関

イ 被扶養者及び任意継続組合員

(ア) 全国組織の実施機関とりまとめ団体（以下「とりまとめ団体」という。）
に属する実施機関

とりまとめ団体

有限責任中間法人日本人間ドック学会及び（社）日本病院会

（社）全国労働衛生団体連合会（全衛連）

（社）結核予防会

（財）予防医学事業中央会

（社）全日本病院協会

（イ）都道府県において代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関

（ウ）上記（ア）及び（イ）以外で支部が契約する実施機関

(2) 実施項目

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）に基づく次の項目とする。

内容	項目		
基本的な項目	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）		
	自覚症状及び多覚症状の有無の検査		
	身長		
	体重		
	腹囲		
	BMI		
	血圧の測定		
	肝機能検査	G O T	
		G P T	
		- G T P	
	血中脂質検査	中性脂肪	
		H D L - コレステロール	
		L D L - コレステロール	
	血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビン A 1 c	
尿検査	尿糖		
	尿蛋白		
医師の判断による項目	心電図検査		
	眼底検査		
	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	

(3) 実施時期

原則として通年とし、支部の定めるところによる。

2 特定保健指導の実施機関、実施方法及び実施時期

(1) 実施機関

ア 支部

イ とりまとめ団体に属する実施機関

ウ 都道府県において代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関

エ 上記イ及びウ以外で支部が契約する実施機関

(2) 実施内容

平成19年4月厚生労働省健康局発行「標準的な健診・保健指導プログラム第3編第3章」により実施する。

(3) 実施時期

原則として通年とし、支部の定めるところによる。

3 外部委託の契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方

(1) 外部委託の契約形態

ア とりまとめ団体との契約に基づく実施機関に外部委託する。

イ 都道府県において代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関に外部委託する。

ウ 上記ア及びイ以外で支部が契約する実施機関に外部委託する。

(2) 外部委託先の選定に当たっての考え方

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づく特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成20年厚生労働省告示第11号)を満たすことを条件とする。

また、外部委託先の評価に当たっては、都道府県保険者協議会等を活用し、情報交換を行うものとする。

4 代行機関の利用

決済及び特定健康診査等のデータをとりとめる機関は、社会保険診療報酬支払基金とする。

5 周知や案内（受診券や利用券の送付等）の方法

（１）受診券

- ア 被扶養者及び任意継続組合員に支部から送付する。
- イ 送付方法については、支部の定めるところによる。

（２）利用券

- ア 下記 7 に該当する特定保健指導の対象者に支部から送付する。
- イ 送付方法については、支部の定めるところによる。

（３）外部委託の実施機関

支部のホームページ等に掲載する。

6 道府県等が実施する定期健康診断等の健診データを受領する方法

（１）道府県等

協定を結び、健診データを受領する。

（２）被扶養者が勤務先等で労働安全衛生法その他関係法令に基づく定期健康診断等を受診した場合

当該被扶養者から健診データを受領する。

（３）他の医療保険者から異動等により当組合の組合員となった者の場合

他の医療保険者から異動等により当組合の組合員となった者の同意を得た上で、当該他の医療保険者から健診データを受領する。

7 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

特定保健指導の対象者のうち、支部の定めるところにより、年齢が比較的若い者、特定健康診査の標準的な質問項目等の回答により生活習慣改善の必要性が高い者等生活習慣の改善により予防効果が多く期待できる者から優先的に実施する。

8 実施に関する毎事業年度の年間スケジュール

時期	内容
毎事業年度当初	特定健康診査の対象者の抽出
	受診券の送付
毎事業年度中	特定健康診査の実施
	健診データの受領（毎月）
	代行機関からの請求額の支払い（毎月）
	未受診者への勧奨
	特定保健指導の抽出、重点化
	利用券の送付
	特定保健指導の実施
	特定保健指導データの受領（毎月）
	未実施者への勧奨
毎事業年度末	計画の見直し
	翌事業年度の委託契約準備・契約
翌事業年度10月末	国への報告

第6 個人情報保護

1 個人情報の保護

当組合が保有する組合員及び被扶養者の個人情報は、地方職員共済組合個人情報保護規程（平成17年地共規程第5号）及び支部の定める個人情報の保護に関する細則その他関係法令を遵守し、厳重に管理する。

なお、この管理に当たっては、健康保険組合連合会の「特定健康診査・特定保健指導共同処理システム」を利用する。

また、外部委託する実施機関が一時的に保有する組合員及び被扶養者の個人情報は、当該外部委託する実施機関との契約により、厳重に管理させる。

2 特定健康診査等データの保管年限

特定健康診査等のデータの保管年限は、当該データの作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とする。

第7 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

当組合のホームページ及び機関誌等に掲載することにより行う。

第8 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

この計画は、毎事業年度、翌事業年度の予算編成を目途に必要な見直しを行う。

また、平成22年度に、施行後の実績を基に評価を行い、必要に応じ、実施方法及び目標値を見直すものとする。